

川西市地域分権の推進に関する条例（案）要綱

前 文

第1章 総則（1～9）

第2章 地域自治組織の認定及び地域別計画の策定（10～15）

第3章 まちづくり地域交付金（16・17）

第4章 情報公開等（18～20）

前文

平成7年（1995年）に制定された地方分権推進法に基づいて進められた地方改革は、平成12年（2000年）の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、国と地方の対等性が法的に担保され、その後、三位一体改革の推進、地方分権改革推進法の制定など、その具現化が図られてきています。

また、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。こうした取り組みは、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」の原理を体現する営みとすることができます。一方で、住民にとって最も身近な自治組織である自治会の現状を見ると、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や加入率の低下などの問題を抱えており、地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等に対する取り組みが困難な状況になっています。

さらに、自治体行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかということが問われています。

こうした状況の中、本市では、平成22年（2010年）に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）」を制定し、この条例に基づき、まちづくりの様々な主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、個性的で魅力あふれるまちづくりを進めています。今後、本市が持続的に発展していくためには、住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図ることが必要であり、それを具現化するための仕組みが求められています。

このような認識の下、地域分権制度を創設し、本市行政の機能強化を図るとともに、地域における総合的な自治を強化することにより、自治体力を高めることをめざします。

【解説】

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。条例制定の背景、地域を取り巻く状況、本市がめざすべき自治体の姿などについて表明しています。

第1章 総則

1 条例の目的

この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めたもので、各条項の解釈の基本となるものです。

「自治体力」とは、地方自治を支える住民自治、団体自治双方が、真に果たすべき役割や関係性を構築し、その機能を発揮することを意味します。

2 定義

この条例において、次の①～⑦に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- ① 市民 市内に住所を有する者をいう。
- ② 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- ③ マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションであって、市内に存するものをいう。
- ④ マンション管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- ⑤ 地域自治組織 地域住民が自ら意思形成し、地域のために活動する機能を有する組織で、12（3）の規定による認定を受けた組織をいう。
- ⑥ 住宅業者 市内で住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者をいう。
- ⑦ 地域別構想 市内の一定の区域を単位とし、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向を示すものとして市の総合計画に位置付けられたものをいう。

【解説】

この条例で用いる用語の定義を定めたものです。

①②の「住所を有する」とは、住民登録があることを要件とするものではなく、生活の本拠を

構えていることを意味します。

③の「適正化法第 2 条第 1 号に規定するマンション」とは、2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設等をいいます。

④の「適正化法第 2 条第 3 号に規定する管理組合」とは、マンションの管理を行う区分所有者の団体をいいます。この団体は、区分所有者全員で構成され、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うものとしています。

⑥の「市内で」とは、市内において住宅の建築、販売、賃貸又は管理に係る事業行為を実施することを意味します。

3 市民の役割

市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、自治会に加入するなど、地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

【解説】

地域のまちづくりを推進する上で、市民に求められる役割を定めたもので、地域活動への参加等について定めています。

4 自治会の役割

- (1) 自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、市民に対し、自治会への加入促進、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。
- (2) 自治会は、地域自治組織と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

【解説】

地域のまちづくりを推進する上で、自治会が地域活動の基盤となる最も基礎的な団体であることを踏まえ、自治会に求められる役割を定めています。

5 マンション管理組合等の役割

- (1) マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の自治会への加入に努めるものとする。
- (2) マンション管理組合は、(1)の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあっては、4に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、地域自治組織に構成団体として参画するなど、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

地域のまちづくりを推進する上で、マンションの居住者及びマンション管理組合に求められる役割を定めています。

市内にあるマンションでは、自治会が結成されていない場合が多く、居住者同士のつながりや、地域との関わりが希薄となる傾向があります。そのため、特にマンションに限定し、地域活動への取組みについて定めています。

6 地域自治組織の役割

- (1) 地域自治組織は、地域分権による住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。
- (2) 地域自治組織は、市民に対する自治会加入促進に係る取組に積極的に協力し、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。

【解説】

地域のまちづくりを推進する上で、地域自治組織が自治会その他地域の主要な団体で構成され、広域的に地域課題の解決を図る重要な地域活動団体であることを踏まえ、地域自治組織に求められる役割を定めています。

7 住宅業者の役割

- (1) 住宅業者は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行うに当たっては、自治会への加入及び新たな自治会の設立について入居予定者に説明するよう努めるものとする。
- (2) (1)の場合において、住宅業者は、入居予定者が新たな自治会の設立を予定していることを知ったとき又は知り得ると認められるときは、当該住宅の存する地域の住民との間に良好な近隣関係が保持されるよう、入居予定者に既存の自治会と連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努めるものとする。

【解説】

自治会の活性化を図る上で自治会の加入促進が重要となることから、住宅購入等の仲介等を行う住宅業者に求められる役割を定めたものです。

8 住宅建築に伴う連絡担当者の届出

- (1) 住宅業者は、新たに開発許可を要する住宅又は市長が協議を要すると認めるものを建築しようとするときは、7の規定による自治会への加入、新たな自治会の設立、既存の自治会との連携等に係る入居予定者への説明を行うに当たって、市及び当該住宅の存する地域の既存の自治会との連絡調整に当たる担当者（以下「連絡担当者」という。）を選任し、市長に届け出るものとする。
- (2) 市長は、(1)の届出があったときは、当該住宅の存する地域の自治会に対し、当該地域内に新たに住宅が建築されること、連絡担当者の届出があったことなど、当該届出に関する情報を提供するものとする。
- (3) 連絡担当者は、7の規定による説明に係る自治会との連絡調整の結果について、市長に報告するものとする。

【解説】

新たな開発許可等を要する住宅を建築する場合における、連絡担当者の届出その他市長への報告義務を定めたものです。

「開発許可」とは、都市計画法上の許可行為をいい、「市長が協議を要すると認めるもの」とは、川西市開発行為等指導要綱による協議をいいます。

9 市の責務

- (1) 市は、1に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。
- (2) 市は、自治会又は地域自治組織が取り組む地域活動に対し、①～⑦に掲げる必要な支援等を実施するものとする。
- ① 自治会加入促進への支援
 - ② 自治会活性化への支援
 - ③ 自治会への財政的支援
 - ④ 地域自治組織への人的支援
 - ⑤ 地域自治組織への財政的支援
 - ⑥ 自治会及び地域自治組織への情報提供
 - ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、自治会及び地域自治組織に対する必要な協力及び助言

【解説】

この条例の目的を達成するに当たって、市の果たすべき責務について定めたものです。

第2章 地域自治組織の認定及び地域別計画の策定

10 地域自治組織の設置及び区域

- (1) 市民は、一定の区域を範囲として、地域自治組織を設置することができる。
- (2) (1)に規定する区域の範囲は、小学校区（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成16年川西市教育委員会規則第9号）別表第1に定める校区をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域において地域自治組織を設置することができる。

【解説】

市民が、地域課題の解決を図るための組織として、地域自治組織を設置することができること、またその区域の範囲を定めたものです。

地域自治組織は、本市の状況を見ると、一部の地域を除き、コミュニティ推進（連絡）協議会が地域課題の解決のための活動を行ってきており、同協議会が地域自治組織となることを基本としています。

「市長が特別の理由があるとき」とは、隣接する小学校区の地域活動に参加している区域や中学校区を単位とした活動実績がある場合をいいます。

11 地域自治組織の構成員

地域自治組織は、①～②に掲げるものを構成員とする。

- ① 10(2)に規定する区域に住所を有する者
- ② ①に掲げる者のほか、10(2)に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、当該区域への通学者若しくは通勤者又は当該区域で活動する団体で、当該地域自治組織が認めたもの

【解説】

地域自治組織の構成員となる者を定めたものです。

構成員は、①に掲げるその区域に住所を有する者が基本となり、②に掲げるものについては、地域自治組織が必要に応じて認めた場合に限り構成員となることができます。

1.2 地域自治組織の認定等

- (1) 地域自治組織を設置しようとする者は、市長の認定を受けなければならない。
この場合において、地域自治組織は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
- ① 10(2)の規定に合致し、かつ、当該区域に既に認定を受けている地域自治組織がないこと。
 - ② 10(2)に規定する区域の主要な団体が、地域自治組織の運営に参画していること。
 - ③ 11に規定する構成員で組織されていること。
 - ④ 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域自治組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) (1)の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- (3) 市長は、(2)の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該申請者に書面によりその旨を通知するものとする。
- (4) (3)の規定により認定を受けた地域自治組織は、(2)の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (5) 市長は、地域自治組織が(1)の規定に該当しなくなったと認めるとき又は15の規定に該当する活動があったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【解説】

地域自治組織を設置しようとするときの認定の要件、手続等について定めたものです。

(1)②の「主要な団体」とは、それぞれの地域の状況の中で、地域課題の解決に向けた活動を行っている団体を意味しており、自治会、地区福祉委員会、その他活動団体などが想定されます。

1.3 地域自治組織の事業

地域自治組織は、地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、①～⑨の事業を行う。

- ① 文化及び体育に関する事業
- ② 環境の保全及び創造に関する事業
- ③ 福祉の増進に関する事業
- ④ 防犯、安全及び防災に関する事業
- ⑤ 健康の増進に関する事業
- ⑥ 青少年の健全育成に関する事業
- ⑦ 良好なまちづくりに関する事業
- ⑧ 住民の情報交換及び交流親睦に関する事業
- ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、地域のまちづくりにおける地域課題を解決するため、特に必要があると地域自治組織が認める事業

【解説】

地域自治組織が、地域のまちづくりを推進するために行う基本的な事業を定めたものです。

1.4 地域別計画の策定

- (1) 地域自治組織は、地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定しなければならない。
- (2) 市は、地域別計画を尊重し、市の総合計画の実現に向けて必要な支援を実施するものとする。

【解説】

地域別計画の策定義務について定めたものです。

地域別計画は、事業の優先度や具体的な活動をいつ実施するのかといった中期的な行動計画で、地域自治組織にとって、最も大きな柱となる基本計画です。また、まちづくり地域交付金の交付にあたり、実施する事業をこの計画に位置付けることが必要条件となります。

15 活動の制限

地域自治組織は、①～③に掲げる活動をしてはならない。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

【解説】

団体として制限される活動を定めたものです。

①の活動は、一般的に宗教団体が行う宗教活動を指し、「儀式行事」には、地域の中で神事行為として伝統的に行われているとんどまつり、秋まつりなどは含まれません。

.....
第3章 まちづくり地域交付金
.....

16 まちづくり地域交付金

市長は、地域自治組織が14（1）の規定により策定した地域別計画に基づく活動に対する支援として、地域自治組織に対しまちづくり地域交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

【解説】

地域自治組織への財政的支援として、まちづくり地域交付金を交付することを定めたものです。

17 交付金の額等

交付金の額、交付金の交付申請及び交付申請に係る手続は、市長が別に定める。

【解説】

まちづくり地域交付金の額、交付申請等の別に定める規程への委任を定めたものです。

.....
第4章 情報公開等
.....

18 活動報告

地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて、活動の報告書を市長に提出しなければならない。

【解説】

地域自治組織の活動状況の市長への報告義務について定めたものです。

活動の報告は、まちづくり地域交付金実績報告書、事業報告書及び収支決算書の提出を予定しています。

19 情報公開等

地域自治組織は、18に規定する活動の報告書及び活動に関するすべての書類を備え付けるものとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

【解説】

地域自治組織の活動等に関する情報公開についての努力義務を定めたものです。

「活動に関するすべての書類」とは、事業計画書、予算書、事業報告書、決算報告書、収支計算書、財産目録、監査報告書、規約、役員名簿、総会議事録などをいいます。

なお、情報公開に当たっては、個人情報保護について配慮しなければなりません。

20 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項の規則への委任について定めたものです。